

ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務
仕様書

小 矢 部 市

目次

第1章 事業概要

- 1.1 件名
- 1.2 委託期間
- 1.3 業務委託料上限額
- 1.4 背景と目的
- 1.5 業務内容

第2章 基本要件

- 2.1 実施内容
- 2.2 実施要件
- 2.3 成果物
- 2.4 その他

第3章 セキュリティ対策

第4章 検査・納品物

- 4.1 納品物、納品数量
- 4.2 納品場所等

第5章 その他留意事項

- 5.1 再委託
- 5.2 契約不適合責任
- 5.3 著作権
- 5.4 紛争等
- 5.5 情報漏えい
- 5.6 損害賠償
- 5.7 疑義事項
- 5.8 その他の追加提案

第1章 事業概要

1.1 件名

ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務

1.2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年11月26日まで

1.3 業務委託料上限額

ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務の総額は、9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

1.4 背景と目的

新庁舎整備に伴うサーバ室設置にあたり、情報システムの投資対効果の最大化を図るとともに、構築・運用効率の向上や安全性確保（災害対策、セキュリティ強化）をバランス良く進めるためには、情報システムの設置場所（集約化）、ハードウェア、ネットワーク、稼働環境、データ等の標準化、共通化、集約化を一層進めることにより、全体最適なシステム等を実現する必要がある。このため、仮想化基盤やクラウドサービスを活用するとともに、情報ガバナンスを推進することにより、情報システムの統合・集中管理による「情報システム等の最適化」を進めていくもの。

1.5 業務内容

- (1) 情報システム等の最適化計画の立案
- (2) 業務改革やシステム経費等を見据えた提案

第2章 基本要件

以下に掲げる事項を基本要件とする。また、目的達成のため有益であると思われる要件等がある場合は提案に含めること。

2.1 実施内容

本市情報システム等の調査・分析を行い、最適化計画の立案及び業務改革やシステム経費等を見据えた提案を行うこと。また、市場の動向及び国や総務省の動向等を考慮したアドバイスを行い、次期庁内ネットワーク基盤においての最適なモデルや移行プラン等を検討すること。

(1) 対象

本市が管理する以下のものとする。

- ・情報システム
- ・イントラネット
- ・庁内ネットワーク
- ・インターネット用ネットワーク

(2) 施設

- ・本庁舎
- ・津沢コミュニティプラザ
- ・総合保健福祉センター
- ・保育所、こども園 4施設
- ・環境センター
- ・農村環境改善センター
- ・市民交流プラザ
- ・市民図書館
- ・文化スポーツセンター
- ・教育センター
- ・学校給食センター
- ・小中学校 9施設
- ・防災センター

(3) 検討内容

- ・セキュリティ対策の検討
- ・サーバ基盤・アプリケーション基盤の再構築に関する検討
- ・本市の環境及び希望に合わせた、移行検討・移行計画の作成
- ・予算計上に必要なコストシュミレーション
- ・実施設計業務の仕様文言案の作成
- ・ネットワーク統合の検討（音声環境の検討も含む）
- ・サーバ等集約・統合の検討
- ・イントラネットの集約の検討
- ・パッケージソフトウェアの活用
- ・ASP、SaaSをはじめとするクラウド・サービスの活用
- ・外部データセンターの活用
- ・運用の標準化・統合
- ・業務改革とシステム経費の縮減
- ・その他運用課題への対応案の検討

2.2 実施要件

(1) プロジェクト体制

本業務を適切・効率的に履行するための体制を準備し、業務を遂行すること。

(2) プロジェクト体制に関する留意事項

提案者は、本業務に必要と考える体制の内容、役割分担について提示すること。また、作業スケジュールに応じて、要員の増減等も検討すること。なお、作業内容における変更の必要性が生じた場合は、事前に本市の承認を得ること。

(3) 作業場所

現地調査を除く調査、分析作業は受託業者事業所内（テレワーク環境等を含む）で実施すること。また、各作業に関する打ち合わせや、報告、レビュー及び進捗会議等については、主に本市での実施を基本とするが、内容に応じて市と協議の上、Web 開催とすることも可能とする。

(4) 設備及び備品

業務に使用する設備及び消耗品等については受託業者が負担すること。ただし、庁舎内で使用する電気料金等の光熱費については本市の負担とする。

(5) 会議体

本業務の実施にあたり、次の会議体を開催すること。また、会議の開催にあたっては、受託業者側で必要な討議資料を用意すること。

ア 進捗会議

開催頻度：最低月 1 回以上

内 容：本業務の進捗確認やスケジュール管理、課題検討及び解決、及び推進に必要な全体調整

イ 個別打ち合わせ

開催頻度：随時

内 容：個別の検討事項の確認、その他必要な調整等の実施

ウ 庁舎整備推進班との打ち合わせ

開催頻度：随時

内 容：本庁舎整備計画との連絡調整

2.3 成果物

(1) 既存環境の棚卸データ

- ① 庁内ネットワーク全体の状況整理
- ② 既存のサーバ基盤・アプリケーション基盤の再構築に関する棚卸整理
- ③ 既存の端末およびサーバ基盤における脆弱性の調査レポート

(2) 整理結果に基づく考察

(3) 棚卸内容及び本市の将来的な希望に基づいた次期庁内ネットワーク基盤の

デザイン

- ① 市内ネットワーク基盤構成（拠点間の WAN 回線も含め全体最適化含む）の作成
- ② サーバ統合基盤構成の作成
- ③ 必要なセキュリティ対策の作成
- (4) 本市の環境及び希望に合わせた移行方針、移行計画の作成
 - ・複数案の比較検討による計画作成
- (5) 予算計上に必要なコストシュミレーション（各業務システム自体の移行費用も含める）の作成
- (6) ネットワーク環境等移行に係る実施設計業務の仕様文言案作成

2.4 その他

調査において既存業者へのヒアリングが必要な場合は、本市が各業者とのヒアリング作業の調整・支援を行うものとする。

第3章 セキュリティ対策

本市の情報セキュリティポリシーに準拠し、セキュリティ対策を講じること。

第4章 検査・納品物

4.1 納品物、納品数量

納品物	納品数量
プロジェクト計画書	紙媒体：各一式 データ：PDF 形式
各成果物に係るドキュメント	
打合せ記録簿	
各調査・分析に係る資料、その他資料	

※ただし、操作マニュアルなど、今後更新作業が想定されるものについては、Word もしくは Excel 形式などの加工可能なデータ形式とすること。

4.2 納品場所等

納品場所は小矢部市役所とする。

第5章 その他留意事項

5.1 再委託

- (1) 受注した本業務の主たる部分に関する再委託は原則として認めない。
- (2) 再委託を認める場合は、原則として、業務の主たる部分以外の内容に限定す

る。(業務の主たる部分以外の例：システムセキュリティなど、その構築・解析に専門的なツール等を必要とするもの等) また、再委託業者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(3) 再委託を行う場合においては、あらかじめ本市に届出し、承認を受けること。

5.2 契約不適合責任

- 1 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでなるときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5.3 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、原則として本市に帰属するものとする。

※パッケージ製品に関するものの他、作成したデザインで使用している元データは除く。

本業務委託契約終了後、この契約の対象となる成果物などすべての著作権については、本市に帰属することとなる。

5.4 紛争等

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託業者の責

任、負担において一切を処理すること。

この場合、本市に係る紛争等の事実を知ったときは、受託業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

5.5 情報漏えい

本業務の遂行にあたり、受託業者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

5.6 損害賠償

受託業者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託業者がその損害を賠償すること。

5.7 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議の上決定すること。

5.8 その他の追加提案

本業務の仕様は、現在、本市が最低限必要と考えているものである。

また、受託業者の専門的な立場から、他市の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。